

○財務省告示第九十三号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年二月二十一日に発行した割引短期国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	振替法の適	発行方法	発行金額	振替単位	発行行	発行格	償還期限	償還金額	元金支払
割引短期国庫債券（第三百七十	国債整理基金特別会計法（明治	三十九年法律第六号）第五條第	一	日本銀行による借換えのための	額で三千五百八十四億円	振替法の規定による振替口座簿	平成十七年二月二十一日	額面金額百円につき九十九円九	平成十八年二月二十日	額面金額を支払う。	日本銀行

十三

弘 場
込 所
期 日

平 成
十 七
年 二
月 二
十 一
日